

2016年4月9日評議員会制定

放射光科学賞内規

1. 日本放射光学会が規定する学術賞等の一つとして、放射光科学賞を設ける。
2. 本賞は、放射光科学の進展に大きく貢献した研究者の功績を讃えるために授与するものである。
3. 受賞対象者は、我が国の放射光科学の発展、放射光科学による我が国の科学技術の革新などに著しい貢献をした研究者であり、学会員である必要はない。
4. 選考は以下の手続きによる。
 - 応募方法は他薦とし、応募方法の詳細、応募書類は、募集要項に従う。
 - 選考は学術賞等選考委員会が行なう。
 - 学術賞等選考委員会で毎年1名、または、1グループの候補者を決定し、委員長が評議員会に諮り、評議員会の承認をもって決定する。但し、該当者がいない場合は授与しない。
 - 選考結果は、総会で報告する。
5. 表彰は、日本放射光学会年会において行う。